

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1004020	給油取扱所における、給油又はこれに附帯する業務のための総務省令で定める用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物であって、給油取扱所の係員以外の者が出入する建築物の部分の面積に係る制限の緩和	給油取扱所における、給油又はこれに附帯する業務のための総務省令で定める用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物であって、給油取扱所の係員以外の者が出入する建築物の部分の面積について、現在300平方メートルとされているものを600平方メートルまで緩和する。	都市農村交流及び地産地消推進の一環として、レンタカー等を利用する旅行者が多い北海道において、そうした旅行者が必ず立ち寄る給油取扱所に、豊富な品揃えの売場(300㎡)とともに、新鮮な農産物の定期的な搬入のための荷捌所(70㎡)及び加工品等の観光物産売場(100㎡)を併設した一定規模の面積を有する農産物直売所を設置することにより、当該地域において生産された農産物の売上の向上を図るとともに、当該地域で生産された農産物の全国的なブランディングを図り地域経済の活性化に資するもの。併せて、来場者の便宜及び給油のみの目的で来場した者の障害の防止のため、自動車10台程度の駐車場(125㎡)を設置する。	近年、都市農村交流及び地産地消推進の一環として、地元で生産された農産物の直売所が設置され、観光客から好評を得ているが、設置場所及び売場面積によって集客及び売上に差があり、必ずしも地域の活性化につながっていない。財団法人都市農山漁村交流活性化機構が行ったアンケート調査によると、売場面積が広がるほど収益が高くなる傾向が見られ、250㎡以上の販売所が最も高くなっている。これに荷捌所、観光物産売場等の付帯施設を合わせると、収益性の高い直売所の設置には概ね600㎡は必要であると考えられる。また、集客を考えると、北海道においては、レンタカー等を利用する旅行者が必ず立ち寄る給油取扱所に直売所を設置するのが望ましい。本提案は面積の制限について緩和を求めるものであり、安全性の確保については、危険物の取扱に関する政令に定める基準に基づき必要な措置が講じられることから、特段の弊害は生じないものと考えられる。	東京都	株式会社三井物産戦略研究所	総務省
1009010	防災カーテンの取り付け要件の緩和	防災カーテン(現行法で規定されている)ではない一般のカーテンを建物(しあわせのいえ)への取り付けを可能とする	本件を機に、将来的に各地で民間ベースの小規模コミュニティセンター(20人~30人程度の来場者)増設が想定されるが、現行法で集会場に規定されている防災カーテンの取り付けを緩和するもの 小さな子供からおとうさんやお母さん、おじいちゃんからおばあちゃんまで普段自宅にいたのと同じ感覚で寛ぎ、交流を図るために特に防災カーテンに限定したカーテンではない一般カーテンの取り付けを図るもの 集会場でない一般の民家には現行特に防災カーテンの取り付けは求められておらず、一般の民家と同じ措置とするもの	石川県小松市にクマリフト(株)は地域のコミュニティ交流活動を推進する狙いから「しあわせのいえ」を本年3月21日にオープンしました。活動の手始めとして食の提供を媒体に子供への躰、礼儀作法の習得を地域のお年寄りと接触を図ることにより推進し始めました。その過程で小松市の消防署から建物に取り付けているカーテンの一部に防災対策が施されていないとの指摘があり、現在対応を検討中であります。集会場でない一般の民家での交流の場合は、特に防災カーテンの取り付けは求められておりません。現状コミュニティ交流を図るとは言え、集会場利用者は20~30人程度であります。またリースカーテンは自宅では一般的に結構普及しており、自宅で寛いでいる感覚で参加して欲しいとの思いから、防災カーテンの取り付けの緩和を要望します。	石川県	しあわせのいえ	総務省
1012010	過疎地域・辺地地域内における移動通信用鉄塔施設整備事業を地方単独事業として実施する要件の緩和	過疎地域・辺地地域において移動通信用鉄塔施設整備を地方単独事業として実施する場合の、通信事業者の費用負担という要件を撤廃し、費用負担が望めない場合でも地方単独事業として実施できることとする。	山間地域において移動通信用鉄塔を整備し、地域の活性化、安全安心なまちづくりを目指す。 具体的には、過疎地域・辺地地域内において、通信事業者の費用負担が望めない場所、移動通信用鉄塔設置事業を地方単独事業として実施し、携帯電話不感地域の解消を図り、将来的には情報インフラを活用した行政サービスを展開することが可能となる。	提案理由: 秩父市内の過疎地域及び辺地地域においては、山間地域という地形上の理由から携帯電話不感地域が多数存在し、計画的に不感地域解消事業を行っているところである。携帯電話は今日では生活に密着した基礎的な情報インフラであるにもかかわらず、通信事業者の不採算性という理由のみで一部負担を受けられず、不感地域解消が進んでいないのが現状である。そこで、市の政策上において鉄塔整備が必要である場所においては、事業者負担が望めない場合でも、単独事業として過疎債・辺地債を活用して事業が実施できれば、過疎地域及び辺地地域におけるデジタルデバインド解消が促進されることとなる。 代替措置: 過疎債・辺地債については地方交付税措置があるため、鉄塔整備の乱立により交付税特会の負担を圧迫する懸念があるが、地方債計画等の全国レベルの発行枠の管理を徹底することで、その課題については対応できる。	埼玉県	秩父市	総務省

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1031010	コミュニティ放送の空中線電力(出力)の上限の緩和措置	現行告示で規定されているコミュニティ放送の空中線電力(出力)について、合併後の地域の一体化や地域の特殊事情など一定の要件を満たしている場合には、上限である20ワットを緩和し、50ワット以下の範囲内で認可可能とする。	酒田市は、昨年11月1日に合併し、市の中心部から離れた地域の不安解消策や市民の一体感の醸成、各種団体等の一体化を促進しようとしている。 現在の20Wにおける放送区域は酒田市の人口のうち市街地周辺の72%であるが、50Wにすることで15%が新たに放送区域となる。 拡大区域は、合併した旧3町の一部の地域を含み、庄内平野の水田地帯に散在する農村集落で人口集中度や商業集積度が低い、行政情報の提供、住民の生活行動や経済活動、災害対策の面では市街地と一体の地域であり、コミュニティ放送を通じた情報交換や住民同士の交流と一体化が促進される。	合併による市域の拡大により、現実的に行政情報の伝達や、市民同士の交流促進、各種団体の統合や一体化が課題となっており、自治会連合会をはじめとした各種住民団体から受信不能地域の解消が要望されている。 放送区域拡大には、送信場所の高所への移動、中継所の新設、出力増強という方法があるが、平坦な地域で市街地を中心に放送区域を拡大する場合、拡大地域が農村地域のため都市的資本集積が少なく過疎化が進行している場合には、設備投資費用を経営努力で回収することは困難であり、過大な費用をかけずに放送区域を拡大するには出力増強が最善の方法である。 特区による認可の際は、電波混信の可能性、合併による一体化の推進、拡大区域の産業・人口集積度、住民等の合意、放送への住民参加などを要件とし、コミュニティ放送本来の役割が十分発揮できるような効果を検証することで出力増に伴う課題は解消されると考えられる。	山形県	酒田市、酒田エフエム放送株式会社	総務省
1041030	消防法第17条に規定する消防用設備等設置の柔軟な対応	消防法及び同法施行令において、宿泊施設に原則として設置が義務づけられている誘導灯、誘導標識、火災報知設備について、伝統的建造物を活用した旅館等については、農家民宿と同様な規制緩和をして頂きたい。	平成7年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された出水麓武家屋敷群は、約400年前、30年の歳月をかけて丘陵地を切り開き、造られた武家屋敷群で、薩摩藩最大規模を誇り、今も当時の姿を随所に残している。当該事業は、100年前に建てられた武家屋敷を現状のまま使用して、囲炉裏を囲む家族団らん、かまどを使用した夕食の準備、五右衛門風呂等、昭和30年頃まであちこちで見られた生活を体験させ、この武家屋敷群を訪れる年間37,000人の観光客や2007年に定年をむかえる団塊の世代に癒しやゆとり空間を提供するとともに、寂れゆく麓地区や出水市の活性化に寄与しようとするものである。	消防法第17条及び同法施行令によると、宿泊施設には誘導灯、誘導標識、火災報知設備の消防用設備等が義務づけられているが、農家民宿事業と同様な特例基準を適用し、現在の建物をそのまま使用し、簡易宿泊所として使用できるようにして頂きたい。	鹿児島県	出水市	総務省
1042010	救急・災害現場への医師派遣用乗用車の緊急自動車としての指定追加	現行法令で規定されている救急二輪に加えて、地方公共団体の消防機関からの要請により、傷病者の初期治療のために出勤する車両に「医師派遣用乗用車」を緊急自動車に指定追加すること。	ドクターカー活動は消防用の救急車で使用されてきたが、搬送用ベッドを装備しない乗用車ベースの緊急自動車を導入し、横浜市救急体制において消防機関と連携して実施する。119番通報において緊急度が高いと判断された事例に対し、消防機関からの要請で医師が本車両で救急・災害現場へ急行する。現場で同時出場した消防の救急隊等と合流し、傷病者の初期治療を現場から開始し、その後の医療機関への搬送は消防の救急車で行う。乗用車ベースの緊急自動車の導入により、医師の現場出場が一層迅速化され一刻を争う傷病者のさらなる救命率向上や予後改善が期待される。また、車両価格が従来の救急車より低いので、ドクターカーの普及も予想される。	救急・災害現場での医師現場活動は救命率向上と予後改善に寄与する。我々は平成12年から救急車タイプの車両でドクターカー活動を行ってきたが、渋滞時や狭い路地での機動性に欠け、傷病者の搬送は消防機関の救急車で行うことも多く、平成17年秋に搬送用ベッドを装備しない乗用車を緊急自動車として申請することを検討した。該当する規定が法令上見あたらず、同年11月からベッドを装備した乗用車(救急車として認可済)を使用している。乗用車のため機動性は格段に改善され、傷病者の搬送は消防の救急車で全て行っているが、搬送用ベッドスペースを医師や医療機器積載のために利用することが望まれる。119番通報内容から医師派遣事例の選別が必要であるが、基準を作成し試行を重ねている。横浜市救急体制にドクターカーが位置づけられており、有用性の向上と効果的な実施のために、医師派遣用乗用車を緊急自動車として指定追加されることを提案する。	神奈川県	横浜市立大学附属市民総合医療センター	警察庁 総務省 厚生労働省 国土交通省

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1046030	目的外使用許可を指定管理者に代行させる特区	指定管理者制度において、指定管理者が目的外使用許可を代行できることとする。	施設の効率的な管理運営のため適当であると認められる場合について、指定管理者が目的外使用許可を代行できる範囲及び基準を市の条例において規定し、指定管理者が行政財産の目的外使用許可を代行できることとする。これによって管理運営を一元化することができ、住民サービスの向上が図られるとともに、行政コストの削減が図られる。	本提案は、全ての目的外使用許可について、包括的に指定管理者に代行させることが目的ではない。個々の施設毎の事情を勘案しつつ、その範囲と管理基準を明確に条例で定めた上で一部の目的外使用許可を代行させることが目的である。例えば、施設内の売店や自動販売機の設置等については目的外使用許可を代行させないが、施設予約等がない場合の空き会議室等を、使用形態が変わらない程度において使用させる場合、その都度市が許可を出さねばならないのは非常に非効率であるため、目的外使用許可を代行させようとするものである。また、指定管理者に対しては市は管理監督責任を負っており、必要な指示を行い、その指示に従わない場合には、指定の取消し、管理業務の停止を行うものである。以上により、検討し回答を願います。	岐阜県	多治見市	総務省
1046040	普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務の一部を、協議により、長に委任できる特区	普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に属する事務を、当該普通地方公共団体の長に委任できるようにする。	本市では、教育委員会の権限に属する社会教育に関する事務は市長部局で行うことが適当であるとの判断により、機構改革を実施したところである。しかし、地方自治法第180条の7により委員会から市長への委任はできず、これらの事務は長の補助機関たる職員(社会教育を所管する部の長である企画部長)への事務委任に留まっている。またこのため、規則制定権や図書館・公民館等の職員の任命権については補助執行に留めている。これらの事務について、地方公共団体の長自ら規則を定め、明確な責任と判断のもとで行うため、委員会又は委員の権限に属する事務を、当該普通地方公共団体の長に条例をもって委任することができるよう求めるものである。	第28次地方制度調査会においても、文化、スポーツ、生涯学習支援なども含め、学校教育以外の事務については、地方公共団体の判断により長が所掌するか、教育委員会が所掌するかの選択を幅広く認める措置を直ちに採ることとすべきであるとされたところである。より多様化する住民ニーズに的確に対応するため、地方公共団体の判断により、自由な組織編成ができるよう求めるものである。以上により、検討し回答を願います。	岐阜県	多治見市	総務省 文部科学省
1046050	市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のためにmanifestoの頒布ができることともに、manifesto作成を公営とする特区	公職選挙法第142条の2を改正し、市長、市議会議員選挙の候補者が市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したパンフレット又は書籍で、市の選挙管理委員会に届け出たそれぞれ種類を、選挙運動のために頒布することができるようにする。選挙の告示前にこれらを作成するために事務員を雇用した場合については、当該パンフレット又は書籍作成の業務に従事した各日について、その勤務に対して支払うべき報酬の額の合計金額を無料とする。	選挙運動において、より具体的な政策を記載したパンフレット又は書籍の配付が可能となることにより、市民が市政に対する理解を深めることになり、課題となっている投票率の低下傾向に歯止めをかけることにつながる。このためにも、パンフレット又は書籍の作成のために従事する事務員の人件費を公営とすることにより、当該パンフレット又は書籍の作成に負担がかからないようにする。	現在、首長及び議会の議員の選挙においては文書図画の頒布は通常はがきについて一定部数認められているだけである。manifestoの配付により、候補者が市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策等を示すことができ、有権者が政策の達成時期や数値目標を検証することが可能となり、市民の市政への参加を促し、市民が市政に対する理解を深めることにつながるようになる。また、本市では昨年4月1日に、多治見市manifesto支援に関する要綱を定め、manifestoの作成を容易にするため、多治見市情報公開条例に基づく情報提供施策として、市が保有する各種計画等の情報を立候補予定者に対して公平に提供することとしている。この制度とパンフレット又は書籍の作成のために従事する事務員の人件費を公営とすることと併せて実施することにより、より一層manifesto作成が普及することとなる。	岐阜県	多治見市	総務省
1046060	県知事への各種届出義務を廃止する特区	市町村において、毎年度の予算及び決算、内部組織変更時を含む条例の制定・改廃時にこれを都道府県知事に届け出ることが定められているが、この届出義務を廃止する。	毎年度の予算及び決算、部設置条例その他の条例の制定改廃時にこれを都道府県知事に届出する義務を廃止することにより、これらに関する事務の迅速化、簡素化を図るとともに自己決定・自己責任の原則の意識の浸透を図る。	地方分権一括法等により地方分権が進められている中で、市町村の予算、決算、条例の制定改廃についても市町村の自己決定・自己責任のもとに行われるべきであり、その都道府県知事への届出は必要ないと考える。また、予算、決算、条例等は常に公開しており、県の政策のために必要な場合はいつでも見ることができる。詳しい情報が必要な場合も資料提出要求により可能であり、関与の法定主義で法定するだけの必要性はないと考えます。	岐阜県	多治見市	総務省

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1046070	議会と執行機関との間の 事務委任及び補助執行の 創設	議会と執行機関との間で、協議により、 事務委任及び補助執行が行えることと する。	議会の所掌に関する事項について、その予算執行 を、協議により、首長から議長に委任することにより、 議会が自律的に執行できるようにするものである。 具体的には、会議録の調製、議会広報、実費弁償等 の議会の本来の活動に係る事項について、その予算 執行を、協議により、首長から議長に委任し、議長に おいて執行することができるようにする。	事務委任及び補助執行については、執行機関の相互間につ いて、行えるものとされており、議会と執行機関の間においては、 事務委任及び補助執行は行えないこととされている。 地方自治法では、首長は広範な権限の推定を受け、議会の権 限は、制限的に解されているところ。 議会の自律性の向上のため、その所掌に関する事項につ いて、議会が自ら処理することができるよう、執行機関との協議 により、執行機関と議会との間で事務委任又は補助執行が行 えることとするよう求めるものである。 例えば、予算執行については、首長の専権事項とされており、 議会の本来の活動に係る事項についても、その予算執行につ いては、首長が行うこととされているところ。 議会の自律性の強化のため、その所掌に関する事項につ いて、議会が自ら処理することができるよう求めるものである。	岐阜県	多治見市	総務省
1046080	議会へのその所掌に属す る予算執行権の付与	議会に対し、その所掌に属する予算執 行権を付与することとする。	議会に対し、その所掌に属する予算執行権を付与す ることにより、議会の自律性の強化を図るものであ る。 具体的には、会議録の調製、議会広報、実費弁償等 について、議長において執行することができるように するものである。	議会については、予算執行権が付与されていないため、その 所掌に関する事項についても自ら執行できないこととなってい る。 具体的には、会議録の調製や議会広報の発行などについて は、議会事務局の職員に市長部局への併任がかかっており、 市長部局の職員として事務を取り扱い、市長名で契約を締結し ているところである。 また、今般の地方自治法の改正により、議会において専門的 知見の活用等が行えることとなったが、これらに必要な予算執 行等についても、首長の権限であるため、議会が自律的に執 行できず、首長の関与が残る可能性がある。 このため、議会の充実強化に向け、制度的担保を求めるもの である。	岐阜県	多治見市	総務省
1046090	特別多数決による議決事 件を条例で定める	特別多数決をもって議会の表決とする 議決事件を、条例で定めることができ ることとする。	特別多数決をもって議会の表決とする議決事件を条 例で定める。	地方自治法第116条においては、議会の表決は過半数議決を 原則としつつ、別段の定めにおいて、特別多数決(2/3以上)と する議決事件を定めているところ。 このため、改正にあたって特別多数決を必要とする条例を制定 することができず、また、逆に、特別多数決が必要とされる議 決事件については、1/3をもって否決することができることと なっている。 しかしながら、何を以って、議会の表決とするかについては、議 会の運営に関することであり、本来、議会の自律性を重視すべ きである。 このため、特別多数決をもって議会の表決とする議決事件を、 条例で定めることができることとするものである。	岐阜県	多治見市	総務省

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1046100	条例の制定改廃に伴う予 算議案の議員提出	議員による条例の提案に際し、これに 伴う予算議案の提出を可能とする。	議員による条例の提案に際し、これに伴う予算議案 の提出を可能とすることにより、議員の条例提案権を 強化するとともに、議員により提案され、可決成立し た条例の実質的な運用を担保する。	地方自治法第222条では、新たに予算を伴う条例については、 予算上の措置について見込みを得ておく必要があるとされて おり、解釈上、新たに予算を伴う条例については、同時に予算 案を提出しなければならないとされているところ。 議会議員には、条例の提案権はあるものの、予算案の提案権 がないところ、解釈においては、本条の趣旨を尊重し、執行機 関と連絡のうえ、財源の見透しを得る必要があるとされている ところ。 このため、議会議員の条例提案権に対し、執行機関の関与が 残る可能性がある。 また、予算議案の提出ができないため、予算を伴う条例につい ては、可決成立しても、首長が予算議案を提出しない限り、実 質的な運用が行われない可能性がある。 議員の条例提案権を強化するとともに、議員により提案され、 可決成立した条例の実質的な運用を担保するため、予算を伴 う条例案の提出に伴う関連予算議案の提出を可能とするよう 求めるものである。	岐阜県	多治見市	総務省
1046110	執行機関の条例による設 置	地方自治法(昭和22年法律第67号)第 138条の4第11項によれば、普通地方公 共団体の執行機関の設置は、法律によ ることとされている。本提案は、執行機 関を条例により設置することを可能とす るものである。	多治見市では、行政改善・苦情処理機関として、また 職員による公益通報制度の一環として調査・勧告等 を行う機関の設置を検討している。この機関について は、現在設置が認められている執行機関の附属機関 として設置するには、権限・所掌範囲共に不十分であ ると考えている。この制度の実効性を担保するため には、高い独立性を持ち、独自の権限を持つ機関を 設置する必要がある。また、これに限らず、地方自治 の本旨にのっとり自治体の内部組織のあり方につい て自由度を拡大するため、条例による執行機関の設 置を可能とするよう提案する。	第28次地方制度調査会においても、「地方公共団体の執行機 関の組織の形態等については可能な限り地方公共団体が地 域の実情に応じて選択できるようにすることが重要」「地方公共 団体が企画立案から管理執行に至るまでできる限り条例等 により行うことができるようにすべきである」とされたところであ る。住民ニーズは地域によって様々であり、複雑化している。 現在の全国一律の執行機関制度では対応しきれない、また適 確な対応ができなくなってきたのが実情である。是非、条 例による執行機関の設置を可能としていただきたく、検討し回 答を願います。	岐阜県	多治見市	総務省
1046120	議会への附属機関の設置	議会への附属機関の設置を可能とする	議会機能の充実強化及び議会の自律性の向上を図 るため、一定の所掌の下に、審査、諮問等を行い、意 見を表明する機関として、議会に附属機関を設ける。 具体的には、特別職報酬等審議会等が考えられる。	今般、議会機能の充実を図るため、専門的知見の活用として、 議案の審査、事務に関する調査のため、学識経験者等に専門 的事項に係る調査依頼を行えることとする地方自治法の改正 が可決成立したところ。 しかしながら、この制度については、あくまで案件毎に専門的 事項についての調査を依頼するのみであり、審査、諮問等を行 うものではない。 例えば、特別職報酬等審議会は、首長の附属機関であり、諮 問等は、市長が行うこととなる。このため、議会は、自ら議員報 酬等について、諮問し、答申を受け、議員提案により、報酬の 改正等を行う手続が、首長に比べて、不十分となっているとこ ろ。 このため、一定の所掌の下に、審査、諮問等を行い、意見を表 明する機関を議会に設けることができるよう、議会への附属機 関の設置を可能とするよう求めるものである。	岐阜県	多治見市	総務省

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管 関係官庁
1046130	地方公共団体の自主市場 化テストにおける特例措置 特区	地方公共団体が、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)による法令の特例を適用しない任意の市場化テストを行った場合等に、受託民間事業者に対するみなし公務員規定を条例により規定する。また、市場化テストの対象範囲を拡大することで、みなし公務員規定の適用対象を拡大する。	本市では、行政改革を進める中で公共サービス改革法を積極的に活用し、競争原理を導入することでより良質で効率のよい公共サービスの提供を目指しているところである。この公共サービス改革法では、地方公共団体について、法令の特例を適用しない業務については対象とされておらず、現行の法令等に基づき入札等が実施可能とされているところである。しかしながら、この場合、受託民間事業者に対しては公共サービス改革法第25条に規定する秘密保持義務及びみなし公務員規定が適用されない。このため、みなし公務員規定について、条例で担保できるよう求めるものである。	この公共サービス改革法においては、国の業務に関しては法令の特例を適用しないに関わらず、この法律にのっとった手続きを採った場合、受託民間事業者に秘密保持義務及びみなし公務員規定がかかる。一方、地方公共団体の公共サービスにおいて法の規制がない業務を民間事業者に委託する場合でも、秘密保持義務及びみなし公務員規定の適用が望ましい業務が多数あると考えられるが、これらについては適用されない。このため地方公共団体においては、法令の適用の有無により市場化テストのあり方が異なることとなる。このため、みなし公務員規定を条例により規定することで、より民間事業者へ委託しやすい制度としていただきたく、検討の上回答願います。	岐阜県	多治見市	総務省 内閣府
1050020	知的障害者授産施設等との 役務提供にかかる随意 契約の可能化	地方自治法施行令で定められている地方公共団体が随意契約を行うことができる範囲について、知的障害者授産施設等から役務提供を受ける場合も対象とする。	障害者施設で製作した物品の購入については随意契約が認められているが、役務の提供の場合は認められていない。効率化を追求する入札制度では知的障害者授産施設等が落札することは困難である。施設の職員が作業支援にあたる知的障害者授産施設等との随意契約を可能とし、例えば、公園、駅前広場等の市民が集う場所の清掃業務を提供することにより、そこで働く知的障害者を福祉サービスの一方的な受け手の立場から働く側の場へ転換させ、社会参加の場を広げることになる。働くことは社会的自立、経済的自立を果たすことであり、ノーマライゼーションの理念に合致する。<別紙 事業内容書あり>	多様な就労形態の一つとして、企業等との一人ひとりの雇用関係だけでなく、グループで業務を受託するという方式で「働く場」を創出したい。まず、地方自治体が率先して、ある一定の比較的単純な業務を提供する(業務の委託)ことが大切であると思われ、地方自治体が業務を提供できる制度的な仕組みが必要と考える。公平性・透明性を確保するため競争入札を原則とする契約制度の下で、公共の仕事を確保するために努力する事業者の理解を得るためには、一地方自治体の「政策」というだけでは説得力に乏しく、障害者の就労を進めるための国家的施策として位置づけるべきである。岐阜市では「知的障害者就労促進事業」という独自の事業でもって、いわゆる福祉的就労の場を提供しているが、事業規模拡大には限度があり働く場の拡充にはつながっていない。<別紙 提案理由書あり>	岐阜県	岐阜市	総務省
1050030	国民保護法における水防 団の活用範囲の拡大	国民保護法で市町村の責務とされている「避難住民の誘導等」について、水防団による実施を可能とする。	国民保護法第62条においては、武力攻撃事態等の際に市町村の責務とされている「避難住民の誘導等」について、それを実施する者として、当該市の職員及び消防関係者と規定されている。これについて市職員と消防関係者のみならず、水防団も実施可能とすることにより、避難住民の誘導等に関する体制強化を図る。	本市には約1,200人の消防団員に対し、これよりも多い1,600人超の水防団員があり、これらの団員を武力攻撃事態等の際にも有効に活用することで地域住民の安全・安心の確保を図りたい。 また、国民保護法で規定された業務を実施するためには、本市では新たに数百人の消防団員の増員が必要となるが、水防団の活用なくしてこれを確保することは以下の理由から非常に困難である。 消・水防団員の確保には、地域の理解と協力の上に成り立っているが、現在でも団員確保に苦労している。 地域の認識では、水防団と消防団は同じ目的を持った地域の防災組織であり、水防団を活用しないことへの理解が得られない。 国民保護法における避難住民の誘導等の職務に関わる消防団員は、機能別消防団員での対応も可能とされていること等から、消防団員に限定しなくても水防団員で十分対応可能と判断できる。<別紙 提案理由書あり>	岐阜県	岐阜市	総務省 国土交通省 内閣官房

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1051010	子育て支援のための一般職地方公務員の採用要件の緩和	現行法で規定されている一般職地方公務員の任用の根本基準について、子育て支援等一定の要件を満たしている場合には、地方公共団体の条例により地域の実情に応じた任用の基準を定めることができるものとする。	一定人数以上の子育てを行う者に対し、公務職場における就労機会を確保することにより、安心して子育てができる社会の実現を目指す。 具体的には、条例に定める基準(例えば4名以上の子供を養育する住民)を満たす者が職業を求めている場合に、ワークシェアリングや制度休暇の取得奨励、施策の充実(前倒し)等を通じて就労機会の確保を図ることにより、ノーワーク・ノーペイの原則のもとで、無償給付施策に依存しないセーフティネットを実現し、子育てに当たる者を応援する。	提案理由： 南丹市では、子宝祝金支給事業やすこやか手当、すこやか子育て医療制度等独自の施策による子育て支援が実施されてきた。現在、国においては類似施策の全国展開が図られようとしている。 地方公共団体が厳しい財政状況のもとで住民の創意を形にし、次世代を育む取組みの選択枝を広げるには、条例への委任が有効と考える。 現在、国家公務員法において子育て支援のため柔軟な就業時間設定等を可能とする制度改正が検討されているが、こうした先導的制度の効果が早期に住民に波及する方策としても、直接公務職場を開放する方策が有効と考える。 (別様があります。)	京都府	個人	総務省
1051020	子育て支援のための一般職地方公務員の採用要件の緩和	現行法で規定されている地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する要件に、子育て支援等を目的とする就労機会の確保を加える。	一定人数以上の子育てを行う者に対し、公務職場における就労機会を確保することにより、安心して子育てができる社会の実現を目指す。 具体的には、条例に定める基準(例えば4名以上の子供を養育する住民)を満たす者が職業を求めている場合に、ワークシェアリングや制度休暇の取得奨励、施策の充実(前倒し)等を通じて就労機会の確保を図ることにより、ノーワーク・ノーペイの原則のもとで、無償給付施策に依存しないセーフティネットを実現し、子育てに当たる者を応援する。	提案理由： 南丹市では、子宝祝金支給事業やすこやか手当、すこやか子育て医療制度等独自の施策による子育て支援が実施されてきた。現在、国においては類似施策の全国展開が図られようとしている。 地方公共団体が厳しい財政状況のもとで住民の創意を形にし、次世代を育む取組みの選択枝を広げるには、条例への委任が有効と考える。 現在、国家公務員法において子育て支援のため柔軟な就業時間設定等を可能とする制度改正が検討されているが、こうした先導的制度の効果が早期に住民に波及する方策としても、直接公務職場を開放する方策が有効と考える。 (別様があります。)	京都府	個人	総務省
1067110	県固定資産評価審議会の必置規制の見直し	現行法で必置とされている県固定資産評価審議会の設置は、各都道府県の自主的判断に委ねることとし、必置規制は廃止すべきである	県固定資産評価審議会の必置規制を廃止することにより、各市町村による自主的かつ効率的な取組みが可能となる。	審議会では市町村が行う固定資産の評価の適正と均衡を確保するため、都道府県知事が定める固定資産評価基準の細目に関する事、固定資産の価格等の修正に関する勧告その他固定資産の評価に関する事項で都道府県知事がその意見を求めたものについて調査審議することとなっているが、各市町村が算定した基準地価格、提示平均価額を追認するのが実態であり、事実上議論の余地がない。(基準地価格や提示平均価額に関してどのような議論をすべきか明らかではない。) 地方分権の推進や課税自主権の強化が求められている中で、今後も固定資産評価額の決定権や課税権を持たない県が恒常的に関与していくことが、市町村の自己決定権を阻害している面もあると思われる。	広島県	広島県	総務省

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1067230	事務処理特例条例に基づく事務移譲における協議等の都道府県經由規定の廃止	事務処理特例条例で基礎自治体に事務を移譲した場合における個別法令に基づく基礎自治体から国への事前協議については、都道府県經由規定を廃止すること。	都道府県經由規定を廃止することにより、事務処理特例条例で事務の移譲を受けた基礎自治体において、直接国の行政機関との協議等を行うこととなり、自主的かつ効率的な行政運営を行うことが可能となる。	広島県では、平成16年11月に広島県分権改革推進計画を策定し、基礎自治体への権限移譲項目を整理した。平成17年度からは、この計画に基づき、地方自治法第252条の17の2により、市町村合併によって規模・能力が拡大した基礎自治体へ県の事務の移譲を開始している。 事務処理特例条例により、計画に基づく権限移譲を進めた場合、権限自体は、移譲先である各基礎自治体へ移譲されるが、地方自治法第252条の17の3第3項により、都道府県の經由事務が残ることとなり、基礎自治体による自主的かつ効率的な行政運営が阻害される。 事務処理特例条例により基礎自治体へ移譲した事務は、基礎自治体の責任において処理されるべき事務であり、地方分権の観点からは、基礎自治体と国の地方行政機関との間の協議や申請書類の提出等に県が関与する必要はない。	広島県	広島県	総務省
1067270	公立病院の独立行政法人移行に係る会計基準の緩和(新規)	次の会計基準を緩和すること。 退職給与引当金の積み立て義務 建設改良目的の企業債が資本から負債にすべて変更になること	地方独立行政法人移行の検討に際し、当該基準の緩和があれば今後の移行推進が図られる。	地方独立行政法人へ移行する場合、設立当初に必要とされる退職給与引当金の総額が多額となるなど、移行の検討の支障となっている。	広島県	広島県	総務省
1073030	市民の公益活動支援のための現金一時預かり容認	地方自治法第235条の4第2項により、自治体が保管できる現金・有価証券は、原則として自己の所有に属するものに限られているが、草加市においては、スポーツ・文化活動・福祉ボランティア活動等の様々な公益活動を推進するNPO等、市民団体の活動を支援するため、市が定める条例の中で対象となる団体や責任の所在・範囲を明確にすることを条件として、当該団体が所有する現金等を一時的に市が保管することを可能としたい。	市民の公益活動の支援の一環として、市民団体が行う公益活動の売上金(チケット販売代金)等を一時的に市が管理することを可能とし、公益活動の活性化、市民協働によるまちづくりの推進をはかりたい。自治法では、自治体が保管できる現金・有価証券は、自己の所有に属するものに限られている。しかし、スポーツ・文化・福祉ボランティア活動等、様々な分野の公益活動を支援する上で、市内公共施設でのチケット等の取り扱いと、その売上代金の一時的な管理が不可欠であると考え、そこで、市が定める条例の中で対象となる団体や責任の所在・範囲を明確にしつつ、当該団体が所有する現金等を一時的に保管するものである。	草加市では各種市民団体が様々な公益活動を展開しているが、その活動は休日・夜間が中心であり、市では活動支援として公民館や出張所等でチケットの販売等を行っている。施設は市内全域に分散し、土日祝祭日を含む午後9時まで閉館していることから、毎日、売上代金等を各団体が集金することは困難であるが、その売上代金は各団体の所有に属するものであるため、市はこれを保管できない。しかし、市民との協働や地域の公益活動の連携を図るため、施設でのチケット等の取扱いは不可欠である。そこで、市条例で対象となる団体や責任の所在・範囲を明確にすることを条件として、当該団体が所有する現金等を一時的に市が保管することを可能としたい。	埼玉県	草加市	総務省
1080010	市町村に限らないまちづくり事業に対する地域を越えた臨機応変な行政対応(地域活動推進)	まちづくり事業は、教育分野、農林水産分野、幼保・医療福祉分野、環境分野、産業振興・まちづくり分野、地域再生計画分野の全てが関わっているが、いくつかの目的で同時に振興できる事業が、タテ割り行政の弊害で、別々の窓口での取り扱いとなり、事業展開への妨げとなっている。そこで、まちづくり事業に対しては、地方自治法の行政区を越えて、関連する分野のすべてを取り扱う行政窓口を設置することにより、諸手続きが簡略でき地域が活性化される。	様々な目的で別々に展開されている、まちづくり事業の窓口を一元化することにより、それぞれの事業につながりが生まれ、情報発信の基盤ともなるし、また事業を執り行なおうとする諸団体の手続きが簡略化され、まちづくり事業の推進に繋がる。	地方自治法における「地域審議会」などの設置を、行政区を越えて、事業に必要な区域で協議、推進できる体制に加えて、隣接公共団体における同職・同課の承認が簡便で承認されること	千葉県	社団法人日本青年会議所 関東地区千葉ブロック協議会	総務省

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1083010	地方公務員の非常勤職員 にかかる育児休業の適用	「育児休業・介護休業等育児又は家族 介護を行う労働者の福祉に関する法 律」において「地方公務員」は「地方公 務員の育児休業等に関する法律」の適用 となるため、育児休業の適用除外とさ れているが、非常勤職員についてはど ちらの法律においても適用除外となるた め、民間育児休業法で適用除外とされ ている「地方公務員」を「地方公務員の 育児休業等に関する法律」の適用を受け る地方公務員に読み替えることによ り、非常勤職員を民間育児休業法の適用 としようとするもの。	地方公務員の非常勤職員に育児休業制度を導入 することにより、妊娠・出産による雇用の中断をする ことなく、安心して働くことができる環境を整え、出産・ 子育ての支援を目指す。 具体的には、「育児休業・介護休業等育児又は家族 介護を行う労働者の福祉に関する法律」において 「地方公務員」は育児休業の適用除外とされている が、適用除外とされている「地方公務員」を「一般職 の地方公務員の育児休業等に関する法律」の適用を 受ける地方公務員に読み替えることにより、非常勤職 員を育児休業法の適用とするもの。 これにより、雇用の安定はもとより、経済的支援(育 児休業給付及び社会保険料の掛け金免除)を可能と するものである。	現在、本市においては、厳しい財政状況の中、市民サービスを 向上させていくために、嘱託職員等の非常勤職員を広く活用 しており、また、平成18年3月には「一般職の任期付職員の採 用に関する法律」に基づき、「任期付短時間勤務職員」制度を 導入し、これらを活用することにより、より効率的・効果的な行 政運営を目指しているところである。 これらの非常勤職員は1年(任期付短時間勤務職員は3年～ 5年)の期間を定めた雇用であるが、多くの職員が週24～30時 間の常勤職員とほぼ同様の勤務形態をとっており、また、事業 が翌年も継続するため更新を繰り返している職員が数多くいる ことから、育児休業制度を導入することにより、妊娠・出産によ る雇用の中断をすることなく、安心して働くことができる環境を 整え、出産・子育てを支援するものである。 なお、民間においては平成17年4月より一定の期間雇用者に ついて育児休業が認められている。	大阪府	豊中市	総務省 厚生労働省
1089020	補助を受けて整備した施設 の転用に伴う地方債繰り上 げ償還免除について	補助を受けて整備した施設(社会福祉 施設・保健衛生施設等)を民間や自治 会、NPO法人等の地域活動団体に対 しても無償譲渡を可能にしたうえで、地方 債の繰り上げ償還免除の対象とする。	水上郡6町が合併して誕生した丹波市は各町におい て、国県の補助を活用した施設が相当数存在し、市 として有効活用を図る上で、活用方策を見直すとも に行革の観点でも整理統廃合が重要な課題となっ ている。 これら施設のあり方を見直すにあたり、市内各地域 の特性を活かした取り組みを考えていく中で、地域で 活用されている公園やコミュニティ施設等を地域活動 団体や民間に無償譲渡する。丹波市独自の「地域つ くり交付金」の活用により、地域の活動拠点として自 由な発想での活用により、地域の活性化につなげよ うとするものである。	厚生労働省所管の社会福祉施設及び保健衛生施設におい ては民間や地域自治組織への無償譲渡は認められておらず、 地方債の繰り上げ償還免除の対象にもなっていない。市では 所管省庁に関係なく、補助を受けて整備した施設のあり方を一 体的に見直す必要に迫られている。 農林水産省と同様に無償譲渡のうえ、地方債の繰り上げ償 還免除を可能にすることが、全市的な小学校区を拠点とした地 域コミュニティを大切にしたい自立型まちづくりにつながり、市とし ても交付税削減が続き、更なる行財政改革が求められる中 で、財政運営に大きな効果をもたらすと考える。	兵庫県	丹波市	総務省 厚生労働省
1090010	「公共コンビニ」での窓口業 務の実施	現行法では守秘義務の適用ができない 民間事業者(コンビニエンスストア)に対 して、市庁舎併設の店舗における窓口 サービスにおいて、その従事者に守秘 義務、みなし公務員としての服務の一 部を課すことを可能とする。	市庁舎の一部にコンビニエンスストアを併設して民間 事業者との委託等の関係により窓口業務(諸証明の 受付発行等)を行う。市民の利便性向上を目的に開 庁時間に多くの公共サービスを庁舎併設空間で行え るようにする。具体的には店舗窓口が諸証明の申請 を預かりして、翌日市が発行して申請者希望の時間 帯に再び送達して交付を行う。今後は多くの業務の 展開を検討していく。この際に委託等の関係にある 民間事業者に守秘義務の適用を課すものである。	市役所の使いやすさ便利さを見直し、同時に収益的効果も図 るべく「公共コンビニ」の開設を検討している。庁舎の一部に設 置することで、サービス力を補完し合い高めることをねらう。民 間の蓄積したスキルを活用してより市民満足度の高い公共 サービスの提供を行うことを目指している。公共サービスを ニーズの多様性に応じて提供するため、限定した「公共コンビ ニ」の条件下で行えるようにする。「公共コンビニ」によって、民 間も集客動機を創出し、公共空間の有効活用という行政改革 との連動で互いに経済的な波及効果も期待できる。今後の高 齢社会対応や防災非常時の市との協働的な対応力の向上等 多面的な構想展開を行う。	愛知県	豊明市	総務省 法務省

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1092010	公職選挙法第9条第2項の改正	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	一定の要件を満たす永住外国人に対して、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。このことにより、当然に付与されて然るべき永住外国人の選挙権を保障するとともに、地域のコミュニティの醸成を図る。	提案理由： 永住外国人に地方参政権を認めることは、日本社会の閉鎖性を改めることにつながり、閉鎖的な国から脱却したグローバルでボーダレスな国への転換であり、真に外国人と共生する日本社会の構築をなすものとする。 地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。 また、法的解釈においても「法律によって地方参政権を付与することは憲法上禁止されているものではない」という最高裁の憲法解釈も出され、地方自治体においては参政権を付与すべきとの考えが主流となっており、32都道府県・12政令都市・1167市区町村の議会で「定住外国人に対する地方参政権付与を求める決議」が採択されている。 自主・自立の観点から地方選挙のあり方についても、地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして、一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。	広島県	三次市	総務省
1092020	公職選挙法第9条の改正	満18歳以上の市民への地方選挙権を付与する。	満18歳以上の市民に対し、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢化問題を抱える本市において、市政に若年世代の意思を反映する。	提案理由： 世界のほとんどの国(140カ国)では18歳で選挙権が付与され、先進国の中で20歳未満に引き下げていない国の一つが日本であり、18歳選挙権は世界の体勢である。また、日本の若者がこれらの国の若者と比べ、政治に対する判断力の発達が遅いとは考えられず、選挙年齢を見直すことが必要である。 本市では、地方主権を確立するため、自主・自立・自考のまちづくりを進めるとともに、50年後、100年後の未来の三次市民に地域を引き継ぐために、重要課題である子育てや教育分野に力を入れた政策を展開している。 そこで、選挙権年齢を満18歳まで引き下げるにより、地域の主要な担い手である若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢化問題を抱える本市において、市政に若年世代の意見を反映することで、特色あるまちづくりを更に活性化させることを目的とする。	広島県	三次市	総務省
1097010	個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金算定方法への柔軟な対応について	現行の按分率による算定方法だけでなく、併せて電算システムが整備され、市県民税の振分けによる県民税の積上げ額が算定出来る場合に限り、各自治体のシステム導入の状況如何により、算定方法の選択を可能とする。	地方税法施行令第8条で定められている個人市民税・個人県民税の特定按分率及び確定按分率による県民税の算出方法だけでなく、併せて市県民税の振分けが出来る電算システムの整備が完了している自治体に限っては、システム内における県民税の積上げ額での納付も可能になるよう、算定方法の選択制を導入する。	各自治体において住民税等の収納に係る電算システムが整備され、個人市民税・個人県民税の振分けが容易に算出出来るにも拘らず、地方税法施行令第8条で規定されているとおり、毎月の徴収額に年間課税額より算出した按分率(7月～3月においては特定按分率、課税額が確定する4月～6月においては確定按分率による)により算出した県民税を納付しているのが現状である。電算システムにおいて各月毎に市県民税の按分作業が自動集計されるにも拘らず、従来の按分率による算定方法をとらざるを得ない状況では、合併後の事務の効率化や人員の削減を推進する上で、非効率的であり足枷になっている状況である。	愛媛県	今治市	総務省

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1099010	地方公共団体収入のポイントカードによる決済	現在、財政法や民法で現金でのみ規定されている地方公共団体の収入にポイントカードでのポイントによる決済(ポイント決済後、口座振替により現金入金)を可能にして公的公共料金(住民票や印鑑証明などの取得、水道・環境料金支払いなど)に利用する。	溜まったポイントが数値で表示され、1ポイント=1円として利用できるカード通貨を実現している「熊野古道カード」、町内の金融機関においてポイントを預金できるシステムも構築しており、登録者は現在6,657名。(およそ1世帯に1枚もっていただいている。)そして、今回の公的公共料金の決済ができる地域特有の新通貨機能(住民票や印鑑証明などの取得、水道・環境料金支払いなど)を用いて、多様化した顧客の要望に対応し、カードユーザーを増やすことが地域内の購買率の向上、ネーミングやカードデザインに世界遺産である熊野古道を用いてCIを確立し地域外からの入込客の増加、外貨獲得として商業振興等へ寄与します。	財政法2条、民法402条参考条文によると地方公共団体の収入は現金による収入が原則として挙げられています。ポイントカードでのポイントによる公的公共料金(住民票や印鑑証明などの取得、水道・環境料金支払いなど)の支払い(ポイント決済後、口座振替により現金入金)を可能にするには、この原則論に対する規制緩和が必要となります。	三重県	紀北カードサービス	総務省
1101020	都市開発資金(用地先行取得資金)貸付金により買い取った土地の利用に対する土地処分までの法令等の緩和	都市開発資金(用地先行取得資金)貸付金により買い取った土地(道路用地)について、土地処分が行えるまでの間、貸付の目的要件を一時的に休止することにより、未整備用地(ネットフェンスで囲まれたままの更地等)の有効活用が図られる。	<p>具体の活用用途としては、駐車場、資材置場等を想定している。</p> <p>貸付金により買い取った土地(道路用地)の、土地処分(整備)が行われるまでの間の一時的な活用であり、当然のことながら最終的には貸付目的に供することから、単年度契約の賃貸地(2回更新可能で最長3年間の賃貸借契約)として有効活用を図る。</p> <p>なお、本用地で得た使用収益については、当該土地先行取得事業会計に充当する。</p>	<p>都市開発資金(用地先行取得資金)貸付金により取得した用地については、すぐに事業認可及び整備できない用地が存在しており、市民からも有効利用に関する要望が寄せられている。</p> <p>しかし、都市開発資金貸付要領では貸付目的の遂行義務が課せられており、他の用途への使用はできないことになっている。また、地方自治法においても行政財産は原則、民間等に貸し付けられないとある。</p> <p>そこで、未整備用地の活用にあたって普通財産と同様の扱いとして整備までの間、賃貸借等により有効活用を行い、整備着手が可能となった段階で貸付目的通りの事業遂行を行うものである。</p> <p>これにより未利用地の活用が図れるとともに、得た収益について土地先行取得事業会計に充当し、利子負担等の軽減を行うことにより早期の事業化も図れる。</p> <p>別紙 提案理由書あり</p>	大阪府	大阪市	総務省 国土交通省
1112010	アーケード設置基準の緩和	現行通達及び法令で規定されているアーケードの設置基準について、一定の要件を満たしている場合には、その基準を緩和し、車の往来する道路上及び交差点上にアーケードを設置できるものとする。	<p>車道で分断されている街区をアーケードでつなぐことにより、来街者の回遊性を高め、中心市街地の活性化を促進する。</p> <p>具体的には、現在、アーケードを建設する際には、昭和30年に発令された通達及び道路法施行令に基づき、車の往来する道路上及び交差点には原則としてアーケードを設置できないことになっているが、街づくりやバリアフリーの観点から見て当該地区の活性化に寄与するアーケードの設置については、特例措置を定め、設置を許可する。これによって街区の回遊性が高まり、中心市街地の活性化を促進する。</p>	<p>提案理由： 天文館地区商店街は全国でも有数の面的につながるアーケード網で一体的な商業集積が形成されているが、街区のほぼ中央を国道225号(照国通り)が南北に貫いており、街区内の回遊性が大きく妨げられている。特に鹿児島市は降・豪雨・日照などの特殊事情もあることから、国道225号を挟む両街区の一体化は中心市街地活性化における大きな課題となっている。そこで、当地区が従来から提唱してきた「バリアフリー」の観点も加えて、回遊性の高い快適な商業空間を形成するため、来街者の主要通路にあたる照国通り中町交差点の横断歩道上にアーケードを整備し、中心市街地の活性化を促進するものである。</p> <p>代替措置： 道路管理者・建築許可者・警察・消防を含めた連絡協議会において、事前に十分な連絡、調整を行う。</p>	鹿児島県	鹿児島商工会議所	警察庁 総務省 国土交通省

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1114010	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限を移譲する制度の創設	地方自治法の改正 ・指定都市制度と同様に、一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限の移譲を受けることにより、新公共経営の下で、県域を一体とした地域経済対策や人材育成を一元的に進め、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。 ・制度創設に当たり、国は、原則として移譲事務の執行に係る組織・人員を現状のまま政令県に移譲し、任用や給与など地方公務員制度について必要な見直しを行うこととする。	次のような事業に取り組むことにより、概ね平成22年度までに県内総生産額15兆3,600億円～16兆7,500億円、年間開業率4.1%以上、雇用創出では就業者数187万8千人～193万4千人の確保、有効求人倍率1倍以上、高齢者雇用企業割合100%の達成等をめざす。 ・産業の国際競争力強化の支援 ・豊かな産物を供給する農業、水産業の支援 ・高付加価値の“ものづくり産業”の支援 ・社会のニーズに即した“ネットワーク産業”の支援 ・人間のための科学技術の革新 誰も能力を発揮できる雇用環境の創出	提案理由： 緊迫する外交・防衛問題への対応や、持続的な国家経済・社会づくりが求められる中、内政全般にわたる国と地方の役割分担を適正化し、国は、国家として果たすべき役割に専念し、地域に関する行政運営は、地方公共団体が、自己決定・自己責任の原則の下、広く担っていくことが求められる。 そのためには、これまで国が行ってきた地域行政に係る役割を果たすことのできる新たな制度「政令県」が必要である。 なお、本構想は、都道府県が合併などにより最終的に一般制度としての「道」制度或いは道州に再編されるまでの過渡期における現実的な仕組を提案するものであり、一定以上の規模、能力を備え、意欲のある一部の都道府県に限定された試行的取組として実現可能な内容である。 また、道州制特区と同様に、国の地方分権推進のモデルとなり得るものであり、政府全体で検討していただくことを希望する。	静岡県	静岡県	総務省
1117010	国立大学法人に対する寄附金等の支出の緩和	地方公共団体は、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により、国等に対する寄附について制限を受けているが、県有財産の使用料については、総務大臣の同意を要しないものとする。	生涯学習に対するニーズが高まるなかで、地方公共団体の判断に基づく国立大学法人等への財政支出を認めることにより、地方公共団体の施設を活用した公開講座の実施など、自治体と国立大学法人の連携による、国立大学法人が持つ知的資源を活用した地域振興策を実施する。	地方公共団体は、国等に対し、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により、同法施行令第12条の3に規定されている場合以外、寄附金等は支出できないこととされている。 国では地方財政再建促進特別措置法に基づく寄付等の制限は、国から地方公共団体への負担の転嫁を防止するための措置であるとしているが、経済社会システムが大きく変化する中で、地域の課題に対して地方公共団体が国立大学法人等と連携して事業を行う場面も多くなっており、本条項の制限を緩和することにより、相互の共同事業など新たな事業展開が可能となる。 なお、前回、本県から同様の提案を行った結果、地域再生プログラムに「地方公共団体と地域の大学との連携促進のための寄附金支出協議の簡素化・迅速化」が盛り込まれたが、県有施設の使用について地域再生計画を作成することは負担が大きいと考える。	秋田県	秋田県	総務省
1122010	任期付短時間勤務職員の採用要件の緩和	任期付短時間勤務職員の採用について、法定の要件(一定の期間内に業務終了が見込まれる場合等)以外に、条例で定める場合における採用を可能とする。	任期付短時間勤務職員の採用	多様な任用形態の職員の採用を可能とし、効率的な事務執行体制の整備を図る。また、働く者のライフスタイルに対応した任用形態として有効である。	兵庫県	兵庫県	総務省
1122020	任期付短時間勤務職員の任期撤廃	任期付短時間勤務職員の任期を撤廃する。	任期付短時間勤務職員の採用	多様な任用形態の職員の採用を可能とし、効率的な事務執行体制の整備を図る。また、働く者のライフスタイルに対応した任用形態として有効である。	兵庫県	兵庫県	総務省

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1122030	防災行政用無線周波数の 使用期限の緩和	電波法関係審査基準で規定されている周波数の使用期限について、兵庫県の地理・地形上の特殊性により、電波伝搬路が非常に複雑であること等を踏まえ、県防災行政用無線に割り当てられている150MHz帯周波数、県内各市町防災行政無線に割り当てられている150MHz帯及び400MHz帯周波数の長期継続的な使用を可能とする。	防災行政無線は、災害対策基本法に基づく通信として、行政、防災関係機関、住民等の間における災害発生時の情報収集及び情報の共有を、迅速かつ的確に実施する上で、非常に重要な役割を果たしている。 このため、兵庫県では、地理・地形上の特殊性と、必要な総事業経費等の観点から、現在、150MHz帯周波数による県防災行政用無線の整備を進めており、今後の150MHz帯周波数の長期継続的な使用を可能とする。また、県内各市町は、合併の推進により、その行政区域が拡大しており、地理・地形上の特殊性、及び財政的な観点等から、市町防災行政無線における、150MHz帯及び400MHz帯周波数の長期継続的な使用を可能とする。	兵庫県は、瀬戸内海から日本海に渡る山岳部の多い広大な県土を有しており、NHKのTVサテライト局数が北海道に次いで全国第2位であるなど、地理・地形上の特殊性から、電波伝搬路が非常に複雑である。また、県内各市町は合併を推進してきており、その行政区域は拡大している状況(8市町から41市町へ)である。このため、県防災行政用無線及び市町防災行政無線について、電波法関係審査基準で規定する、260MHz帯周波数への移行を行う場合には、不感地帯を解消し、現状の電波伝搬可能地域のカバー率を確保するため、新たな中継所の配置など非常に高額な整備事業費を要することとなり、現実的に困難である。 したがって、県防災行政用無線及び市町防災行政無線については、使用期限の設けられる150MHz帯及び400MHz帯周波数の長期継続的な使用を可能とする必要がある。	兵庫県	兵庫県	総務省
1123050	地域住民主体によるデイ サービスセンター設立の為 の要件緩和	介護保険法70条の2の従業者の知識及び技能並びに人員基準、員数の緩和、3の設備及び運営に関する基準の緩和。	申込書で高齢者の基本情報を把握し、引き替えに地域通貨を渡す 地域住民が高齢者の家庭を訪問し、安否を確認し、行政サービスの情報等を直接伝える 何でも揃うみんなの店では、宅配、購入、販売、特産品等を住民が行う 空き店舗や空き家、空き教室を使って、食事や温泉を楽しむ、健康管理が出来る住民手作りの住民誰もが集える地域共有のデイサービスセンターを創設 高齢者の何気ない日課を元気のサインとして、さりげなく見守る 緊急通報装置のボタンを押すと、消防からその人の好きな専属住民に連絡が入り、すぐに駆けつける 利用料金を地域通貨で決済 以上の実施	提案理由： 「子供たちに自分の面倒を見てくれとは頼めない」と高齢者たちは思い、年若い親を持つ子供たちは、「果たして自分達夫婦が、親の面倒を最後まで見切る事が出来るだろうか」という不安がある。少子化で親の面倒を子供のみでみる事が、難しくなっている。核家族で親を介護するには限界があり、地域ぐるみでの支援を考えなければいけない状況である。 そこで、かかりつけ医を核として、地域住民等が加わり、地域一体のケアシステムを構築。 地域共有の茶の間、食堂、温泉、店があれば、自宅に住み続けながら、気軽に仲間と交流出来、食事や入浴することにより経済的、健康的、防災的に寄与出来る。 代替措置： 地域住民により的確でタイムリーな支援サービスを提供し、利用料金は地域通貨による決済を可能とする事によって、安価で質の高い高齢者福祉と地域共同体意識の向上を実現出来る。	広島県	個人	総務省 厚生労働省
1138150	分収育林制度(緑のオー ナー制度)における契約期 間延長手続きの実施	分収育林制度では、オーナー全員の同意があれば、契約期間の延長が可能となっており、契約期間延長のため、オーナー全員が議論できる場を設置するか、オーナー同士が連絡できるよう、オーナーに限り、他のオーナー情報の開示を可能とする。	分収育林制度において、オーナー全員の同意があれば契約期間の延長が可能となっているにも関わらず、実際にはそのための具体的な対策が行われていないだけでなく、オーナー間で他のオーナー情報が開示されていないため、オーナーとして契約期間延長に関する検討を実施することができない。契約期間延長手続き(オーナー全員の同意を得るための手続き)を実施可能とすることで、杉、桧の市況が悪化している際に、契約期間を延長し、本制度の信用を維持することが可能となる。	分収育林制度では、伐採の時期が契約期間で決定するため、杉、桧の市況が悪化している際には、損害が発生し、本制度の信用が落ち、本制度の維持が困難になる。本制度を継続して実施していくためには、杉、桧の市況が悪化している際の損害を回避するため、伐採時期の延期が必要である。その対策として同じ林区の全オーナーの同意により契約期間の延長が可能な制度となっているが、現実には、個人情報保護がネックとなり、他のオーナーとの同意を得るための話し合いがもてていない。林野行政側も各オーナーも損害は望んでおらず、全オーナーが同意し、伐採を延期することで双方の損害を防止することができる。	東京都 福岡県	社団法人日 本ニュービ ネス協会 連合会、白 垣木材株式 会社	総務省 農林水産省

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1139010	自治体が行う患者等搬送 事業者への緊急通行権の 付与	患者等搬送事業者が使用する車両に ついて、緊急性を生じた場合、緊急自動 車として業務に利用可能とする。	患者等搬送業務については、その対象が緊急の必 要のない患者等の搬送となっている。しかし、搬送中 の容態の急変により緊急に医療機関等に搬送の必 要が生じた場合、又は、僻地での119緊急要請によ り消防署救急車の到着時間に時間を要する場合の 乗り継ぎ等、より質の高い患者搬送サービスを行うと 共に、赤色回転灯並びサイレンを吹鳴させることによ り、患者搬送中であることを周囲に認識させること で、患者を安全に搬送できる。	近年、消防の救急業務は災害による事故のみならず疾病事案 も多く含まれ、年々その需要は増加の一途をたどっている。ま た、当圏域は山間地に加え管轄面積が広大であり、常備消防 による救急業務のみでは、地域住民の需要にはこたえられな いことから、緊急度の低い患者等を対象とした自治体での無償 による患者搬送業務を圏域管轄の消防署の認定を受け実施 する計画をしている。しかしながら、圏域が広域であり、医療機 関までの搬送時間が長くなること。また重篤患者等の119要 請においても現場到着までの時間がかかることから、消防署 の救急車両との乗り継ぎまでの患者搬送に緊急走行は欠かせ なく、緊急通行権を付与することでより質の高い患者搬送サ ービスが行えると共に、問題が解消される。	大分県	日田市	警察庁 総務省 国土交通省
1139020	嘱託職員による救急業務 の実施	安心・安全を前提に、有資格者を再雇 用や中途採用等による嘱託職員とし、 救急業務に従事する。また、救急業務 に当たっては、役割を明確にし、3人の うち1名は、資格を有しないものとし運 転のみ行う。	消防法に定める救急業務の救急隊は、救急自動車1 台に救急隊員3人以上をもつて編成しなければなら ない。と定めら、また、救急隊員は救急業務に関する 講習を修了した者などとされている。これらの講習を 終了した有資格者を再雇用や中途採用等による嘱 託職員とし、救急業務に従事していただく。また、救 急業務にあたる際には役割分担を明確にし、有資格 者2名と資格を有しない者1名で救急隊を編成し、資 格を有しない者は運転のみ行う。	合併後、広範となった市域において、周辺部のへき地でも平等 のサービスを提供しなくてはならない。救急業務においては、 年間出動件数が少なくても、住民の生命を守る観点から、万全 の体制が必要とされるが、人件費等の費用は増大し、また、民 間事業者の参入も過疎地である本市では、見込めない。消防 組織法第12条の規定は、正規職員(消防吏員)を前提に消防 職員としており、消防法施行令第44条第3項においては、救急 隊員は消防職員をもつて充てるよう規定されている。このた め、有資格者を嘱託職員として雇用し救急業務を行う、また役 割分担を明確にし救急業務を行うことにより、これまでと同 等で安価な業務を行うことができる。	大分県	日田市	総務省
1140010	固体酸化物形燃料電池 (SOFC)の実証実験を円滑 に行うための規制緩和	固体酸化物形燃料電池は自家用電気 工作物に分類され、それを稼働させる ためには、電気事業法第42条に規定 する保安規定の届出、同法第43条に 規定する主任技術者の選任、火技省令 第35条に規定する窒素パーズ、電技省 令第46条(解釈51条)に規定する常時 監視等が必要であり、昨年3月に規制 緩和となった固体高分子形燃料電池(P EFC)と同様に、自家用電気工作物か ら一般用電気工作物への位置付けの 変更を行い、SOFCの実証実験を円滑 に実施できるようにする。	当県では環境先進県を標榜し、そのための取組の 一環として、県土地開発公社所有の分譲住宅団地の 一つを太陽光発電や燃料電池を導入した新エネ対 応型の住宅団地として整備することを検討している。 この新エネ団地において、燃料電池の実証実験を 行うことは、県内企業の新分野進出を強力に後押し するとともに、新エネ導入に対する県民の意識の向 上にもつながる。 (別紙「燃料電池(固体酸化物形SOFC)の実証実 験の概要」参照)	現行法にあってはSOFCについて、自家用電気工作物として 分類されるため、例えば、保安規定を作成し届出を行うことや 主任技術者を選定し、常時監視をすることが義務づけられてい ます。 SOFCの実証実験は、分譲住宅団地内のモデルハウスを想 定していますが、このような諸規定があれば法手続きに多大の 時間と労力をとられ、また、家屋からの保有距離の確保は現実 的に困難であり、ややもすると実証実験の実施そのものが危う くなる可能性があります。さらには、将来的には家庭用や業務 用の分散型電源として期待が大きい燃料電池を普及させる大 きな足かせともなるので、そのための規制緩和を行うもので す。 なお、安全性を担保するために、佐賀大学、産業界、庁内関 係課からなる「SOFC実証実験検討委員会(仮称)」を設け、実 証実験の実施に万全を期する予定です。	佐賀県	佐賀県	総務省 経済産業省

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1145010	短時間勤務制度対象事由の緩和	現行制度では、短時間勤務が認められるのは、再任用制度における短時間勤務、平成16年地方公務員法改正により任用可能となった任期付短時間勤務職員のみとなっている。これに加え、心身等の故障のため分限休職していた常勤職員を対象に期限を限定した短時間勤務を認めるもの。	心身等の故障のため分限休職していた常勤職員を対象にスムーズな職場復帰の実現を目的とするプログラムによる出勤を対象にすることにより、出勤時間相当の給与支給、公務及び通勤災害補償の対象とするもの。	心身等の故障により分限休職していた職員が職場復帰するため、リハビリ的出勤を行なうプログラムが多くの自治体で行なわれていると思われるが、その出勤時間中は現制度上では公務扱いとならず給与支給及び公務災害補償が対象とならない。 今回の提案は、一部期間を短時間により就労を可能にするよう制度緩和を行なうことにより、安心してリハビリ的出勤を行なうことができるようにするもの。 これにより、休職職員のスムーズな職場復帰をフォローし、住民サービスの水準維持を図るもの。	神奈川県	逗子市	総務省
1145020	首長裁量による常勤特別職の設置(猟官制)	当選した市長が、その任期を限度として、常勤特別職を首長の裁量で任用(複数可)することを可能とするもの。	新しく選挙で選ばれた首長が、首長の裁量で任期付(首長の任期を上限)の常勤特別職を任用することを可能とするもの。具体的には、その常勤特別職を各部のトップ(部長職)に任命することにより、首長の意図する行政執行がよりスムーズに運営される。	より機動的かつスムーズな行政執行の体制がとれるようになり、首長の公約(マニフェスト)をより実効性のあるものにする事が可能となる。	神奈川県	逗子市	総務省
1145030	防災行政無線の再免許申請手続きの廃止	無線局の免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内と定められていることに対する緩和。船舶局、航空機局と同様に有効期間を無期限とする。	現在5年ごとに無線局の再免許申請を実施している。無線局の設置又は変更の都度必要な手続きを実施しており、廃止する際にも所要の手続きが必要であることから事務の簡素化を図り、再免許申請の手続きを省略することとしたい。 また、5年ごとの期間については、電波の適正な割り振り、新規参入に対する配慮等電波の有効利用に資する目的があると思われるが、公的機関の防災行政無線については行政の継続性もあり、これらの適用から除外するよう見直しを提案するもの。	市は地域における防災対策を実施する役割を広く担い、災害時には、地域住民の生命、身体、財産を災害から守る責務を有しており、防災関係施設の整備・充実が急務となっている。特に、防災行政無線は、住民に気象予警報や避難勧告等の情報を一斉に伝達する手段として最も有効である。 このため市では、昭和56年に防災行政無線の設置に取り組み、既に6回の無線局再免許申請のほか、必要な変更申請等々の手続きを行っている。 防災行政無線は、地域住民の生命、財産の保全、福祉の向上等、住民の安全を確保するための通信システムであり、船舶局、航空機局と同様に無線局の有効期間を無期限とする。	神奈川県	逗子市	総務省
1145040	首長候補等のピラの頒布の許可	自治体の首長及び議員選挙のとき、候補者個人の選挙運動用ピラの頒布を許可する。	首長及び議員選挙の有権者数を限度としてピラの頒布(散布は不可)を許可する。 種類は国政選挙と同様2種類までとする。	首長候補や議員候補がローカルマニフェストを作成しても有権者に周知する手段が限られている。 衆議院議員小選挙区や参議院議員などの国政選挙は、候補者個人のピラの頒布が認められているが、ローカルマニフェストが一般的になった現在、自治体の首長及び議員選挙においても、候補者個人のピラを許可し、有権者にマニフェストの内容をより多く知らせることによって、政策本位の選挙になる。	神奈川県	逗子市	総務省

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1150020	選挙権の居住期間による 制限の緩和	選挙権について、引き続き3ヶ月以上市町村の区域内に住所を有さなければ、その自治体の首長及び議会議員の選挙をすることができない。これでは、永住のために引越しをした時期に、その市町村長の選挙などがあった場合、選挙に参加できないというのは問題である。一時居住(例えば2年以内など)ではない場合、意思表示により、希望者には住民票を異動した日から選挙人名簿に登載し、首長等の選挙に参加できるようにする。	年度替わりの4月など、引越しが多い時期に、地方自治体の選挙が多く行われる傾向がある。このとき、退職等で永住を目的として住居を変更したとしても、その時期(4月から6月)に行われる地域の選挙には、参加できないという不合理がある。自分が住みたいと考えて引越しをしたのに、地方自治に参加するという権利が奪われているという現状について、是正していただきたい。国政選挙等の場合、旧住所地の選挙区で投票するために投票用紙の請求等、手続きが煩雑な上、地元の選挙には参加できないという矛盾があり、このことから投票をしない人も多と思われる。従って、「3ヶ月」という規制を改革すれば、投票する者も増えると考え。	例えば4月に永住目的で引越しをしても、7月までは当該自治体の選挙には参加できない。また、国政選挙の場合でも、旧住所地の選挙区の選挙となるため、選挙日の告示があってから郵送で投票用紙を旧住所地の役場に請求しなければならない等、非常に手間と時間がかかる手続きを選挙管理委員会、住民共にとらなければならないのが現状である。特に、本提案は新住所地の自治体の選挙に対して選挙権が行使できることをお願いするものであるが、国政選挙等についても同様にお願いしたい。 代替措置 転入の際、希望者は永住の意思表示をし、その証明となるもの(例:自宅の固定資産税や不動産取得税の申請書や賃貸住宅の場合は1年以上の契約書等)を提出すれば、住民票異動日から選挙権を行使できるようにする。万一転出する場合には、選挙権は1年程度旧住所地で行うとしておけば、選挙前の大量転入の不正も防ぐことができる。又投票率向上にも資するものである。	愛知県	個人	総務省
1155010	公開討論会の実施	選挙期間中に第三者が主催する公開討論会を実施できるようにする。	選挙期間内という有権者が選挙に対する関心が高い時期に公平中立な公開討論会を実施することによって各候補者の意見を比較検討を容易にする。また、投票率の増加も期待できる。	選挙運動とは、「特定の候補を当選させる目的で行われる活動」をさすのであって、公開討論会が公平中立に行われる限り選挙運動にはあたらない。討論時間中は、基本的に有権者の出入りは禁止し、野次や暴言は厳しく取り締まることで、完全公平な運営を心がける。選挙期間前であっても選挙管理委員会は公職選挙法に抵触の恐れがあるとして開催を見送るようにすすめる場合があり、委員会として回答が一定でない。	東京都	社団法人日本青年会議所 関東地区東京ブロック協議会	総務省
1162060	緊急自動車の指定要件の 緩和	道路交通法施行令における緊急自動車の規定を緩和し、やむをえない救急搬送に限り、へき地の住民が保有する一般の車両を緊急自動車とみなすもの。	本提案は、へき地で患者が発生した際に、当該地区の住民が保有する自動車を用いた救急搬送を認めるもの。 本特例措置により、緊急搬送に要する時間が短縮し、救命率の向上が望めるうえ、へき地住民の安心・安全の向上にもつながる。しかもドクターヘリよりも低コストである。 具体的には、患者が発生した際において、消防本部に電話して救急車と落ち合う場所の指示を受けたのちに、住民が車を運転して当該場所まで患者を搬送するもの。 当該車両は日常は緊急車両としてではなく、通常の車両として運行するが、患者の搬送時に限って赤色灯の回転やサイレンを鳴らし、一時的に緊急自動車として運行する。	提案理由: 東北地方の山間部では集落が散在しており、最寄りの消防署出張所からも相当な距離があるため、救急車の到着までに数十分を要することがある。重症者であれば、最寄りの救命センターまでさらに長時間の救急搬送を余儀なくされる。もし救急車の出場が輻輳すると、長時間の待機が必要となる。こうした原因によるPreventable Deathを防ぎ、患者の予後を改善するため、へき地住民が持つワンボックス車等を救急搬送に活用することを提案する。 代替措置: 緊急走行ができる者は運転の、同乗者は応急救護等の訓練を受けた者に限る。出発に際して119番に通報し、救急車に患者を引き渡す場所の指示を受ける。 みだりに緊急走行が行われることを未然に防ぎ、適切な運用がなされたかについて事後の検証を行うため、すでに県に設置されているメディカルコントロール協議会で個々の出動事例について検討する。	千葉県	特定非営利活動法人医学教育振興センター	警察庁 総務省 国土交通省

04 総務省 非予算(特区、地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1169010	入札における同価の場合 の落札者の決定方法の緩和	入札において、複数者から同価で入札 された場合、くじにより落札者を決定す ることとなっているが、規制緩和により、 独自の評価基準を用いて落札者を決定 する。	同価入札の場合に、第三者機関(学識経験者等で構 成する機関)で策定した独自の評価基準を用いて、 落札者を決定する。それにより、技術的な評価も取り 入れることができ、品質の確保が図れる。 なお、現行制度上は総合評価方式の採用も考えられ るが、事業規模の大きなものを想定した制度であり、 入札執行から落札決定までの期間が膨大にかかっ てしまう。本方式であれば、通常の入札と同等の期 間で、小規模な事業についても採用することができ る。	本市の入札の現状としては基本的には最低制限価格落札方 式を採用しているが、同価入札(同価格で最低価格を複数者 が応札すること。)が非常に多くなっている。結果的に入札では なくくじ引きで事業の施行業者を決めているという状況であり、 入札制度の形骸化を招いている。それを防ぐために、本市で 行っている「鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱」に基 づく「格付」を用いて落札業者を決定し、事業の品質を確保した い。	鳥取県	鳥取市	総務省